

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部

陸 災 防

平成28年度の各講習会の実施計画をご案内いたします。

平成28年度フォークリフト運転技能講習

(平成28年4月 ~ 平成29年3月)

労働安全衛生法第61条同施行令第20条による、最大荷重1トン以上のフォークリフト運転技能講習を下記の要綱により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1、講習日程 (受講希望の方は電話で空き状況を確認の上、受講料振込み後受講申込書を郵送願います。)

会場		長野会場		上田会場		佐久会場		松本会場		諏訪・飯田会場	
月	コース	学科	実技	学科	実技	学科	実技	学科	実技	学科	実技
4月	平日	5	6・7・8	15	18・19・20	12	13・14・15	8	11・12・13		
	休日	2	3・9・10	16	17・23・24			9	10・16・17		
5月	平日	2	9・10・11	13	16・17・18	27	30・31・6/1	17	18・19・20		
	休日	8	15・21・22	14	15・21・22			7	8・14・15	諏訪 21	22・28・29
6月	平日	8	13・14・15	6	8・9・10	15	17・20・21	17	20・21・22		
	休日	4	12・18・19	5	12・18・19			18	19・25・26		
7月	平日	1	4・5・6	15	19・20・21	26	27・28・29	8	11・12・13	諏訪 5	6・7・8
	休日	2	3・9・10	16	18・23・24			23	24・30・31	飯田 9	16・17・18
8月	平日	1	2・3・4	5	8・9・10			26	29・30・31		
	休日	7	11・27・28	6	11・20・21	20	21・27・28	11	21・27・28		
9月	平日	13	14・15・16	15	16・20・21	16	23・26・27	9	12・13・14		
	休日	17	22・24・25	24	25・10/1・2			10	22・24・25	諏訪 11	17・18・19
10月	平日	4	5・6・7	7	11・12・13	18	19・20・21	14	17・18・19		
	休日	22	23・29・30	8	10・15・16			15	16・22・23	飯田 29	11 / 3・5・6
11月	平日	7	8・9・10	3	7・8・9	15	16・17・18	11	14・15・16		
	休日	5	6・12・13	4	6・12・13	佐久	上小トラック研修会館	12	13・19・20	諏訪 13	23・26・27
12月	平日	6	7・8・9	9	12・13・14	16	19・20・21	2	5・6・7		
	休日	4	11・17・18	10	11・17・18	佐久	上小トラック研修会館	3	4・10・11		
1月	平日	16	23・24・25	13	16・17・18	24	25・26・27	20	23・24・25		
	休日	7	9・14・15	14	15・21・22	佐久	上小トラック研修会館	21	22・28・29		
2月	平日	1	6・7・8	3	6・7・8	14	15・16・17	10	13・14・15	諏訪 7	8・9・10
	休日	18	19・25・26	4	5・11・12	佐久	上小トラック研修会館	11	19・25・26		
3月	平日	1	6・7・8	3	6・7・8			10	13・14・15		
	休日	19	20・25・26	18	20・25・26	4	5・11・12	11	18・19・20	飯田 12	18・19・20

2、講習会場

会場	学 科	実 技
長 野	長野県トラック会館 長野市南長池710-3	長野地域職業訓練センター 長野市大豆島4034
上 田	上小トラック研修会館 上田市殿城581-6	上小トラック研修会館 上田市殿城581-6
佐 久	佐久地区トラック研修会館 佐久市瀬戸1026-4	佐久地区トラック研修会館 (11月~2月は上田会場で実施)
松 本	中信地区研修会館 松本市笹賀7570-2	陸災防塩尻講習所 塩尻市広丘野村1785-230
諏 訪	諏訪トラック研修会館 諏訪市中洲5346-10	陸災防塩尻講習所 塩尻市広丘野村1785-230
飯 田	下伊那トラック研修会館 喬木村伊久間16072-1	下伊那トラック研修会館 喬木村伊久間16072-1

写真添付
 のり
 2.5×3.0
 胸から上
 3か月以内撮影

フォークリフト運転技能講習
 受 講 申 込 書

ふりがな		※受付番号	
氏 名		男 女 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
生年月日	昭・平 年 月 日 生	本籍	都道府県
住 所	〒 () - () 市 町 郡 村 番地		個人申込者 TEL () ◎FAX ()
	所在地	〒 () - () 市 町 郡 村 番地	
勤務先	名称	TEL () FAX ()	
	自動車運転免許証写 貼付欄 裏面に変更箇所がある方は併せて コピーを添付して下さい		◎学科受講希望地・月日 長野 (月 日) 上田 (月 日) 松本 (月 日) 佐久 (月 日) 諏訪 (月 日) 飯田 (月 日) 実技日 (日 日 日)
証 明 書			
上記の者は、 年 月 日 () に於いて、労働安全衛生法第 59 条 第 3 項に基づくフォークリフトの特別教育を修了し、その後フォークリフト運転の業務に 3ヶ月以上 (年 月 ~ 年 月) の経験を有する者であることを 証明します。 事業所名 平成 年 月 日 代表者名 <input type="checkbox"/>			
(注) 特別教育修了証又は特別教育実施記録の写しを添付すること。 業務経験に使用したフォークリフトの特定自主検査記録表の写しを添付すること。			

◎受講票等はFAXで送信しますので、FAXがある場合は番号を記入してください。

★ 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講習開催における本人確認、修了証の
 交付のみに使用いたします。

〒381-8556 長野市南長池 710-3
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 長野県支部長殿

--	--	--

3. 受講料

講習種目	受講料	受講資格
学科 7時間	陸災防の会員でない者 32,180円(税込)	大型特殊(カタピラ車限定)、大型、中型、普通自動車何れかの免許のある者
実技 24時間	陸災防の会員 20,560円(税込)	
学科 7時間	陸災防の会員でない者 13,280円(税込)	下記の①若しくは②の何れかに該当する者 ① 大型特殊自動車免許(カタピラ車限定を除く)のある者 ② 大型特殊自動車免許(カタピラ車限定)、大型、中型、普通自動車何れかの免許を有している者で、最大荷重1トン未満のフォークリフトの特別教育を修了し、かつ3ヶ月の運転業務に従事した経験を有する者
実技 4時間	陸災防の会員 11,660円(税込)	

4. 受講料納入方法

- 受講料は、下記宛郵便局備え付の「払込取扱票」で窓口か ATM で送金願ひ、現金での受付は致しておりません。尚、「振替払込請求書兼受領書」の写しを受講申込書と共に送付願ひます。
- 受講料未納の場合は受付いたしません。

郵便振替	口座番号	00560-3-5368
	振込先名	陸 災 防
(注) 払込手数料は受講者負担で願ひます。		

- 受講申込後の取消しと欠席の場合及び実技講習を放棄された場合は受講料の返却はいたしません。(労働安全衛生関係手数料令第7条2項による。) 但し、受講者の変更については充當いたします。

5. 申込方法

- 別紙様式の「受講申込書」により、受講希望地・月日等所定事項を記入し、陸災防長野県支部宛郵送してください。(FAXでの申込は受付していません。)
- 受講申込書は本人に記入させてください。(個人申込者は、勤務先欄の記入は不要です。)
- 講習日程は、学科・実技をセットしてありますので、受講者の都合を考慮し申込み願ひます。
- 各実技の講習会場(佐久会場と飯田会場は10名)の定員は20名です。なお、定員以上の申込者には、次回の日程をお知らせします。尚、申込期間はありませぬので早めに申込み願ひます。
- 指定日に受講出来なかつた場合は、次回の受講については2~3ヶ月先になりますのでご承知下さい。また、実技を別の会場で受講する場合も2~3ヶ月先になります。
- 申込受付者には、受講のお知らせ(受講票)をお送り(FAX)いたします。学科の受講日1週間前までに届かなかつた場合はご連絡願ひます。証明書の欄は、労働安全衛生法第59条第3項に基づく、労働安全衛生規則第36条による最大荷重1トン未満のフォークリフトの特別教育(安全衛生特別教育規程第7条)を修了した者で、その後1トン未満(1トン以上では該当しません)のフォークリフトによる3ヶ月以上の運転業務の経験のある人のみ記入願ひます。尚、この証明として次の書類を申込書に添付願ひます。特別教育修了証(写)又は特別教育実施記録表(写)及び業務経験に使用したフォークリフト(1トン未満)の特定自主検査記録表(写)
- 外国人登録証明証の写しを添付して下さい。

- 6. 修了証交付 実技合格者に対して、試験終了後交付いたします。

- 7. 申込先 〒381-8556 長野市南長池710-3

陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)長野県支部 TEL 026-254-5171

平成28年度はい作業主任者技能講習

(平成28年4月 ～ 平成29年3月)

労働安全衛生法第14条同施行令第6条により、床面から高さが2m以上の「はい」のはい付け、はいくずしの作業には、はい作業主任者が必要です。そしてこの作業主任者は、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。ことになっております。

この資格を取得する講習を下記の要綱により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

はい作業	袋物や箱物、直方体、棒状等の荷を一定の方法で規則正しく積み上げ（これをはい付けという。）たり、積み上げられた荷を移動するために、くずし（これをはいくずしという。）たりする作業をいう。
------	---

技 能 講 習 開 催 要 綱

1. 講 習 開 催 日・場 所（2日間の講習です）

会 場	開 催 月 日	時 間	開 催 場 所
松 本	4月20日(水) 4月21日(木)	9:00～17:00 9:00～17:00	中信地区研修会館 松本市笹賀 7570-2
上 田	7月20日(水) 7月21日(木)	9:00～17:00 9:00～17:00	上小トラック研修会館 上田市殿城 581-6
松 本	10月27日(木) 10月28日(金)	9:00～17:00 9:00～17:00	中信地区研修会館 松本市笹賀 7570-2
長 野	11月24日(木) 11月25日(金)	9:00～17:00 9:00～17:00	長野県トラック会館 長野市南長池 710-3

2. 受講料

- ◎ 一般 9,100円 (税込)
- ◎ 陸災防会員 7,560円 (税込) (テキスト代は、当支部が負担)

- 受講料は、下記宛郵便局備え付の「払込取扱票」で窓口かATMで送金願ひ、現金での受付は致しておりません。尚、「振替払込請求書兼受領証」の写しを受講申込書と共に送付願ひます。
- 受講料未納の場合は受付いたしません。

郵便振替	口座番号	00560-3-5368
	振込先名	陸 災 防
	(注)	払込手数料は受講者負担で願ひます。

- 受講申込後の取り消しと欠席の場合は受講料の返却はいたしません。
(労働安全衛生法関係手数料令第7条2項による。)
- 但し、受講者の変更については充当いたします。

3. 申込方法

- 別紙様式の受講申込書により、受講希望地・月日等所定事項を記入し、各講習日の10日前までに、陸災防長野県支部宛郵送してください。(FAXでの申込は受付していません。)
- 受講申込書は本人に記入させてください。
- 申込期日中でも、定数が上田会場(100名)・長野会場(100名)・松本会場(50名)に達した時は締め切りますので、早めに申込み願ひます。
- 申込受付者には、受講のお知らせ(受講票)をお送り(FAX)いたします。
受講日1週間前までに届かなかつた場合はご連絡願ひます。
- 外国人登録証明証の写しを添付して下さい。

4. 受講資格

- 申込みされる日から遡及して、はい作業に3年以上従事した経験を有する者。
- 受講申込書の経験年月と事業所管理者の証明を忘れないでください。

5. 修了証交付

- 学科試験合格者に対し、試験終了後本人に直接交付いたします。

6. 申込先

〒381-8556
長野市南長池 710-3
陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)長野県支部
TEL 026-254-5171

写真貼付
のり
2.5×3.0
胸から上
3か月以内撮影

はい作業主任者技能講習
受講申込書

◎受講票等はFAXで送信しますので、FAXがある場合は番号を記入してください。

ふりがな			※受付番号	
氏名	(印) 男 女			
生年月日	昭・平	年	月	日生
	本籍	都道府県		
住所	〒()-() 市 町 郡 村 番地			
	個人申込者 TEL ()		◎FAX ()	
勤務先	所在地	〒()-() 市 町 郡 村 番地		
	名称	TEL () FAX ()		
自動車運転免許証写 貼付欄 裏面に変更箇所がある方は併せて コピーを添付してください		◎学科受講希望地・月日	長野 (月 日) 上田 (月 日) 松本 (月 日)	
はい作業	昭和	年	月から	昭和
	平成	年	月から	平成
経験年月	(注) 経験年数は安衛則第79条により3年以上必要です。			
上記経験に 対する証明	上記のとおり相違ないことを証明する。 申込者所属 事業所の名称 管理者 氏名 (印)			

★本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講習開催における本人確認、修了証の交付のみに使用いたします。

〒381-8556 長野市南長池 710-3
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部長殿

--	--	--

平成28年度フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

(平成28年4月 ～ 平成29年3月)

講習開催日・場所

会場	開催月日	時間	開催場所
松本	6月24日(金)	9:00～16:00	中信地区研修会 松本市笹賀 7570-2
上田	9月21日(水)	9:00～16:00	上小トラック研修会館 上田市殿城 581-6
長野	(平成29年) 2月16日(木)	9:00～16:00	長野県トラック会館 長野市南長池 710-3

平成28年度荷役運搬機械等によるはい作業従事者の安全教育

(平成28年4月 ～ 平成29年3月)

講習開催日・場所

会場	開催月日	時間	開催場所
長野	(平成29年) 2月27日(月)	9:00～15:00	長野県トラック会館 長野市南長池 710-3

平成28年度車両系荷役運搬機械等作業指揮者の安全教育

(平成28年4月 ～ 平成29年3月)

講習開催日・場所

会場	開催月日	時間	開催場所
長野	(平成29年) 2月21日(火)	9:00～16:00	長野県トラック会館 長野市南長池 710-3

「STOP! 転倒災害プロジェクト」の実施について

平成27年1月より「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を開始致しましたが、転倒災害は、陸運業においては平成26年とくらべて件数は減少したものの依然として墜落・転落災害に次いで多く、引き続き継続的な取組が必要となっています。このため厚生労働省通達により「STOP! 転倒災害プロジェクト」として本年度から期限を設けずに継続することとなりました。降雪、凍結の多い冬期は特に転倒災害防止の取組強化をお願いいたします。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 各都道府県支部 支部長 殿

陸貨災防発第 243 号
 平成 28 年 1 月 19 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 会長 川 合 正 矩
 (公 印 省 略)

「STOP! 転倒災害プロジェクト」の実施について

休業4日以上之死傷災害のうち最も件数の多い転倒災害の減少を図るため、厚生労働省と労働災害防止団体が主唱者となって、平成27年1月から、同月22日付け陸貨災防第247号により、「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を開始したところです。

その後、陸運業における休業4日以上之死傷災害のうち「転倒災害」については、会員事業者を始め関係者の熱心な取組の結果、平成27年1月～12月の速報値では、1,873件で、平成26年の同時期に比べ73件、3.8%減少し、全死傷災害に占める割合も、前年同期に比べ、墜落・転落災害に次いで2番目ながら、15.2%から14.7%にまで減少しました。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上之死傷災害の中で墜落・転落災害に次いで多く、平成26年同期比でわずかな減少にとどまっており、平成25年度を初年度とする陸上貨物運送事業労働災害防止5か年計画の目標を達成するためには、引き続き継続的な取組が必要です。

このため、当協会は、昨年実施した「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を、別添厚生労働省労働基準局安全衛生部長名通達（平成28年1月13日付け基安発0113第3号）のとおり、「STOP! 転倒災害プロジェクト」として、本年度から期限を設けずに継続することといたします。

本プロジェクトは、従来どおり、降雪、凍結の多い2月と全国安全週間準備期間である6月を重点取組期間として、安心して働ける職場環境の実現を目指し、別紙「STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、下記の取組を行うこととしますので、各支部におかれましても、引き続き継続的な取組をお願いします。

記

1 会員事業場への周知啓発

プロジェクトでの取組について、本部では、「陸運と安全衛生」、「陸災防ホームページ」、メールマガジン等により周知を図ることとしています。各支部におかれても、都道府県各労働局、各都道府県トラック協会とも連携を図りながら、広報誌、ホームページ等により、プロジェクトの実施及び転倒災害防止対策の推進について、会員事業場に周知を図るようお願いします。

なお、2月の重点期間を踏まえ、寒冷地等で従前より労働局等と連携し、冬期転倒災害防止対策等の活動を実施している支部においてはそれを活用願います。

2 事業場の転倒災害防止対策への指導援助

2月及び6月の重点取組期間を中心に、各労働局及び関係災防団体等と連携し、労災防止、転倒災害防止対策の取組についての指導援助を行うこととします。

3 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援

支部におかれては、安全教育講習等の機会を活用して対応をお願いします。

4 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

本部では、転倒災害防止対策についてのリーフレットを一部修正の上作成する予定です。

支部におかれては、これらの資料の活用をお願いします。

5 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

本部では、耐滑性、屈曲性のある安全靴や転倒時の衝撃吸収保護具等についての情報及び転倒災害防止の好事例の収集を行い、その情報提供に努めることとしています。

6 その他の実施

6月の重点取組期間は、昨年同様、「夏期労働災害防止強調運動」と併せて実施することとします。

STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱

1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年1月20日から平成27年12月31日までを実施期間とする「STOP！転倒災害防止プロジェクト2015」に基づき、休業4日以上之死傷災害の2割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。その結果、平成27年11月末速報値では、全国の転倒災害の件数は前年比で2.8%の減少となるなど、一定の成果が得られたところである。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上之死傷災害の中で最も件数が多く、平成24年同期比で見るとわずかな減少にとどまっており、平成29年までに休業4日以上之死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした第12次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として実施するものである。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、例年、積雪や凍結による転倒災害が多発する2月、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。

2 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

3 実施者

各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

(1) 厚生労働省の実施事項

- ① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- ② ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ③ 本プロジェクトを効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- ④ 都道府県労働局、労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指導

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

5 実施者の実施事項

(1) 重点取組期間に実施する事項

① 2月の実施事項

- ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発

② 6月の実施事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑧ 転倒予防体操の励行

(3) 冬季における転倒災害防止対策

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

- ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し